

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		中洋供用会館		
施設の所在地		青木町二丁目1-16		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	中洋地区自治会協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ71件、年間利用者数 延べ777人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		牛野谷供用会館		
施設の所在地		牛野谷町二丁目24-4		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	牛野谷地区自治会連合協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ733件、年間利用者数 延べ7,599人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		三笠供用会館		
施設の所在地		三笠町三丁目7-1		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	三笠町三丁目自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ608件、年間利用者数 延べ5,988人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		南岩国供用会館		
施設の所在地		南岩国町一丁目25-37		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	南天地自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日　～　令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ949件、年間利用者数 延べ8,425人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		山手供用会館		
施設の所在地		山手町三丁目2-23		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	山手供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ415件、年間利用者数 延べ3,706人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		堀川供用会館		
施設の所在地		中津町一丁目12-34		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	堀川供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ153件、年間利用者数 延べ1,585人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課：市民協働推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		室の木東供用会館		
施設の所在地		立石町四丁目7-60		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	むつみ自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房費及び電気代を実費徴収 ・年間利用件数 延べ226件、年間利用者数 延べ2,099人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		港町集会所		
施設の所在地		由宇町港一丁目15番23号		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	港町自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		・集会所の利用許可に関する業務 ・集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・施設等の利用に係る料金に関する業務 ・ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ85件、年間利用者数 延べ678人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		横道集会所		
施設の所在地		由宇町3415番地4		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	横道自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		・集会所の利用許可に関する業務 ・集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・施設等の利用に係る料金に関する業務 ・ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ77件、年間利用者数 延べ2,674人

令和元年度 指定管理業務に係るモニタリングについて

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		上北集会所		
施設の所在地		由宇町西三丁目15番5号		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	上北自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		・集会所の利用許可に関する業務 ・集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・施設等の利用に係る料金に関する業務 ・ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		平成31年4月1日 ～ 令和4年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・年間利用件数 延べ52件、年間利用者数 延べ529人